

大磯町第2次財政健全化計画

(平成23年度～27年度)

大 磯 町

目 次

1. 計画策定にあたって	1
2. 財政の現状と財政収支見通し	
(1) 財政の現状	2
(2) 財政収支見通し	17
3. 財政健全化計画	
(1) 財政健全化への取り組み	20
(2) 基本方針	20
(3) 財政健全化計画目標額	21
(4) 具体的な方策	21
○ 歳入確保に向けた取り組み	21
○ 歳出削減に向けた取り組み	22
(5) 年次別計画	23
(6) 計画達成後のすがた	24

1. 計画策定にあたって

大磯町では、行政改革大綱（第三次～第四次）のもと、将来にわたり自立した財政運営の維持を図るため、平成17年度に「財政健全化計画（平成18年度～平成22年度）」を策定しました。

当時は、国による「三位一体の改革」の嵐が、地方行政に吹き荒れる最中にありました。また、平成19年3月に夕張市が財政再建団体に陥落、いわゆる「夕張ショック」の発覚により、地方財政の財政健全度を数値的に表す新たな法律、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が制定され、さらに、平成19年4月には、地方分権改革推進法の施行など、地方行政にとって激動の時期でもありました。

このような状況を加味し、平成20年度に財政推計の見直しを行い「財政健全化計画（改訂版）」を策定し、徹底した経費の削減と財源確保を図りながら、健全な財政運営を進めてまいりました。

平成21年8月、「政権交代」という大きな国政の転換期を迎え、地方行政は「地域主権改革」の下、自らの判断と責任の上に「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める」ことが求められています。

一方、社会経済情勢は、平成19年のサブプライム・ローン問題に端を発した世界的経済危機、少子高齢化の更なる進展及び人口減社会、最近では中東情勢不安による原油価格の高騰、それに伴う関連物資の物価上昇など、短期間で大きな影響が日本にも及ぶ状況が続いています。

また、国内の景気は一時の最悪状態は脱したものの、依然として雇用情勢の厳しさが続いており、現政権の不安定さも相まって、地方財政にとっても予断を許さない状況が続いています。

本町においても、こうした影響により、歳入の根幹をなす町税の伸びが期待できない状況にあります。その一方で、住民ニーズの多様化、扶助費や医療費など少子高齢化に伴う社会保障経費が増加し、財政状況は一層深刻度を増すことが想定され、今後、より抜本的な施策を講じていかなければ、財政再生団体に陥る危険性があります。

このような状況を踏まえ、将来にわたって安定した財政運営を維持していくために、第5次行政改革大綱のもと、「第2次財政健全化計画」を策定し、中長期的な視野に立って財政運営の更なる健全化に努めてまいります。

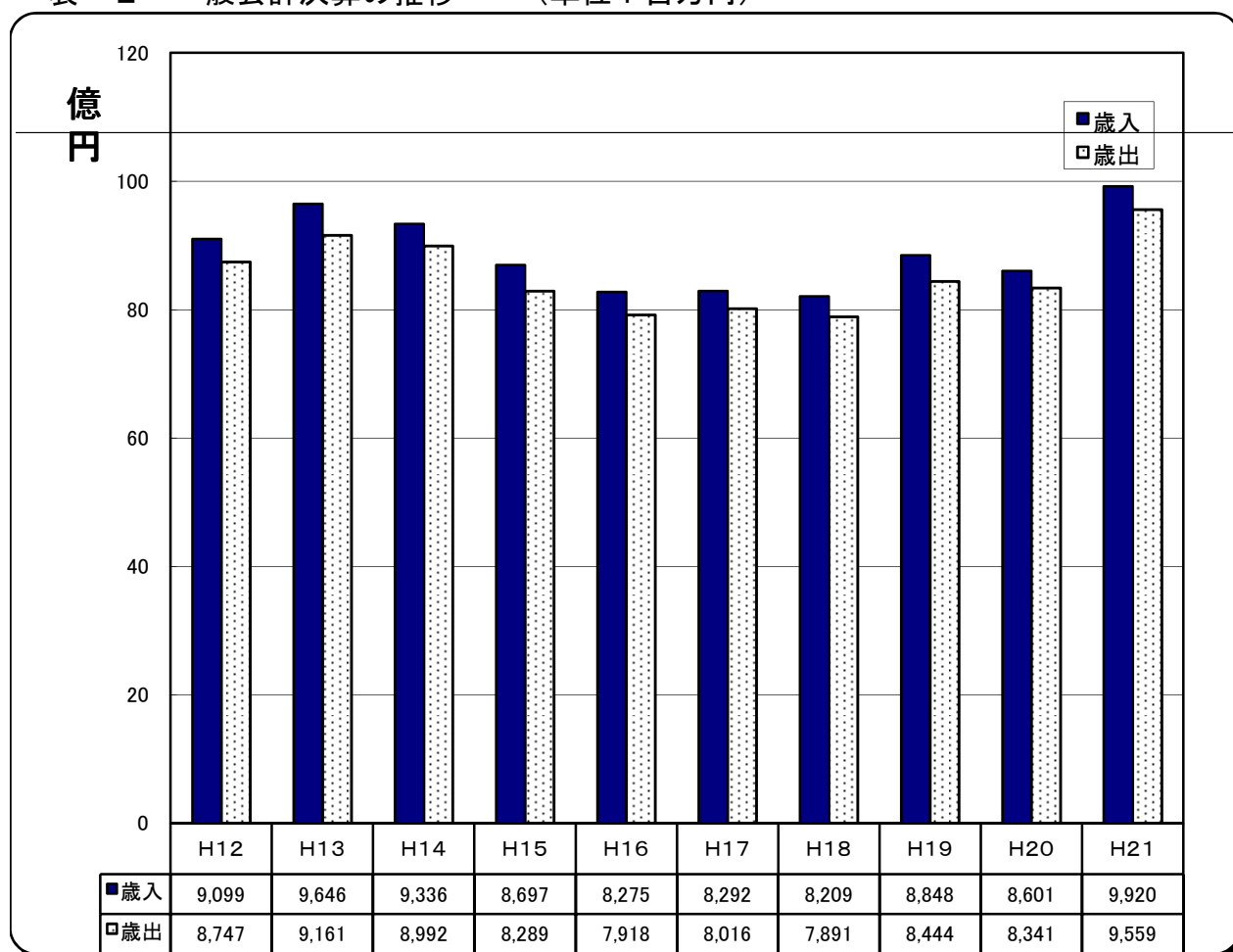
2. 財政の現状と財政収支見通し

(1) 財政の現状

表－1 一般会計決算の推移 (単位：百万円)

区分／年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
歳入	町税(地方税)	5,302	5,446	5,397	5,108	4,970	5,075	5,210	5,398	5,455	5,186
	地方交付税	428	346	193	126	101	56	54	140	225	250
	地方債	514	1,005	769	893	629	528	470	307	373	512
	その他	2,855	2,849	2,977	2,570	2,575	2,633	2,475	3,003	2,548	3,972
	合計	9,099	9,646	9,336	8,697	8,275	8,292	8,209	8,848	8,601	9,920
歳出	人件費	2,608	2,608	2,589	2,534	2,458	2,515	2,285	2,332	2,117	2,223
	扶助費	246	267	279	513	561	573	607	681	813	858
	公債費	840	838	849	866	879	848	895	943	956	960
	投資的経費	1,674	1,983	1,716	842	537	457	513	926	826	1,260
	その他	3,379	3,465	3,559	3,534	3,483	3,623	3,591	3,562	3,629	4,258
	合計	8,747	9,161	8,992	8,289	7,918	8,016	7,891	8,444	8,341	9,559

表－2 一般会計決算の推移 (単位：百万円)



※平成16年度は歳入歳出とも減税補てん債の借り換え分(840百万円)を除いています。

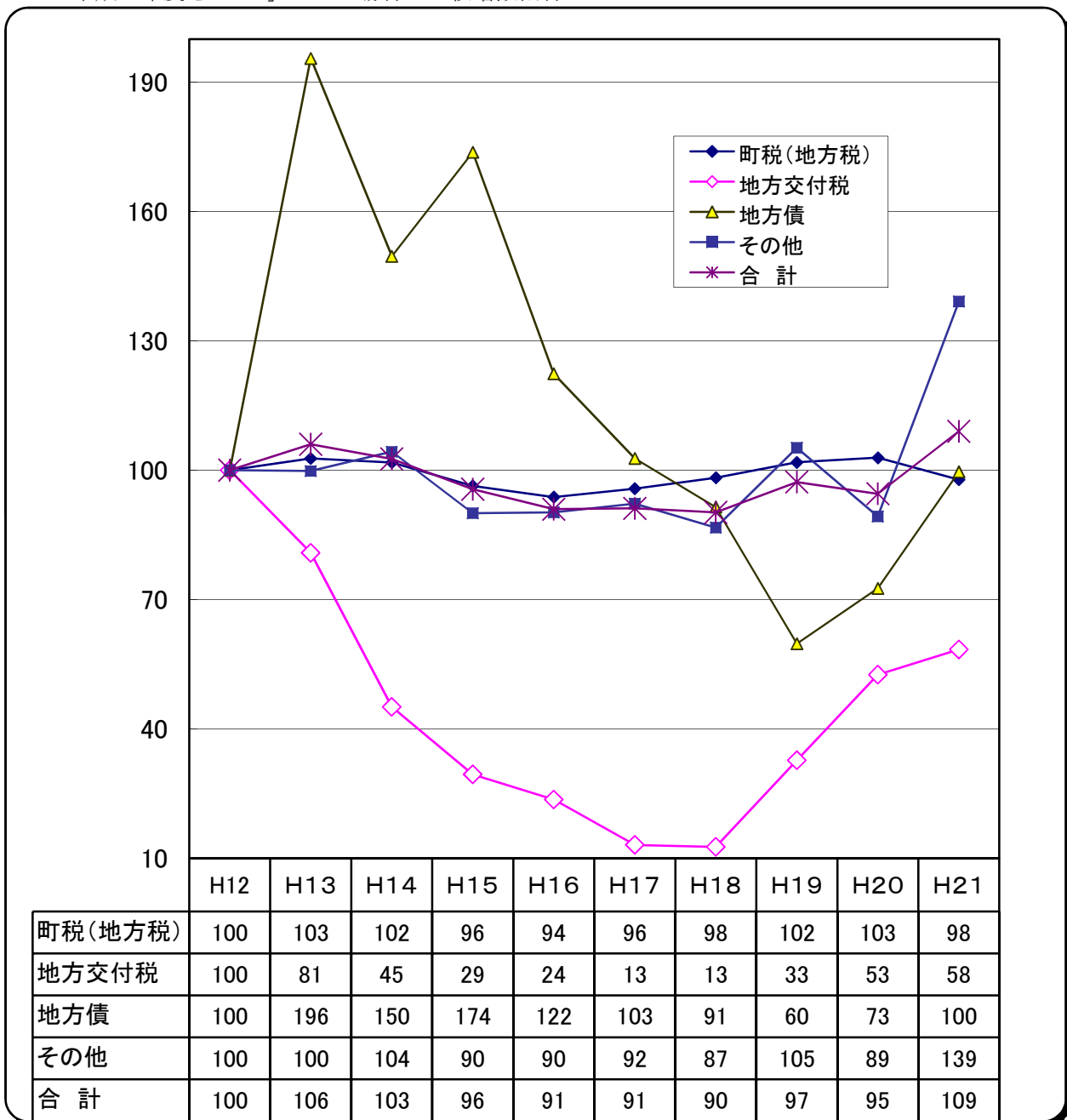
歳入の状況(平成12年度～21年度)

○減少に転じた税収

平成16年度を境に年々上昇を続けていた町税は、平成21年度には減少に転じました。そのため、逆に減少傾向にあった地方債が増となり、景気状況が悪化したことを裏付けています。平成21年度の歳入総額がここ10年で最高額となったのは、国の景気対策による施策が開始されたことによります。

表－3 町税（地方税）・地方交付税・地方債等の推移

※平成12年度を「100」とした場合の比較増減割合



【地方税】

地方税とは、地方税法に基づき地方公共団体が課税を認められた普通税及び目的税の総称です。本町では、個人・法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び町たばこ税を普通税とし徴収し、また目的税として入湯税を徴収しています。

【地方交付税】

地方交付税とは、地方交付税法に基づき地方自治本来の責務を遂行し、地方公共団体の独立性を強化するために設けられた制度で、主な機能としては①地方公共団体間における財政力の格差を解消する財源の均衡化（財政調整機能）及び②どの地方公共団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるように、必要な財源を保障する財源の保障（財源保障機能）等があります。

【地方債】

地方債とは「地方公共団体が年度を越えて行う借入れ」の総称を指します。

地方債は、町民の生活環境の向上や魅力ある地域づくりのため、主に道路や公園、学校施設、公共下水道等のような社会基盤を整備するための資金調達の方法として発行されており、特定の世代に負担が偏らないよう世代間の負担を調整する役割も果たします。

しかし近年では、社会基盤整備を目的として発行する地方債ではなく、一般財源を補てんする目的で臨時財政対策債を発行しています。

【その他】

その他には、国県からの各種交付金、補助金、負担金等が含まれます。

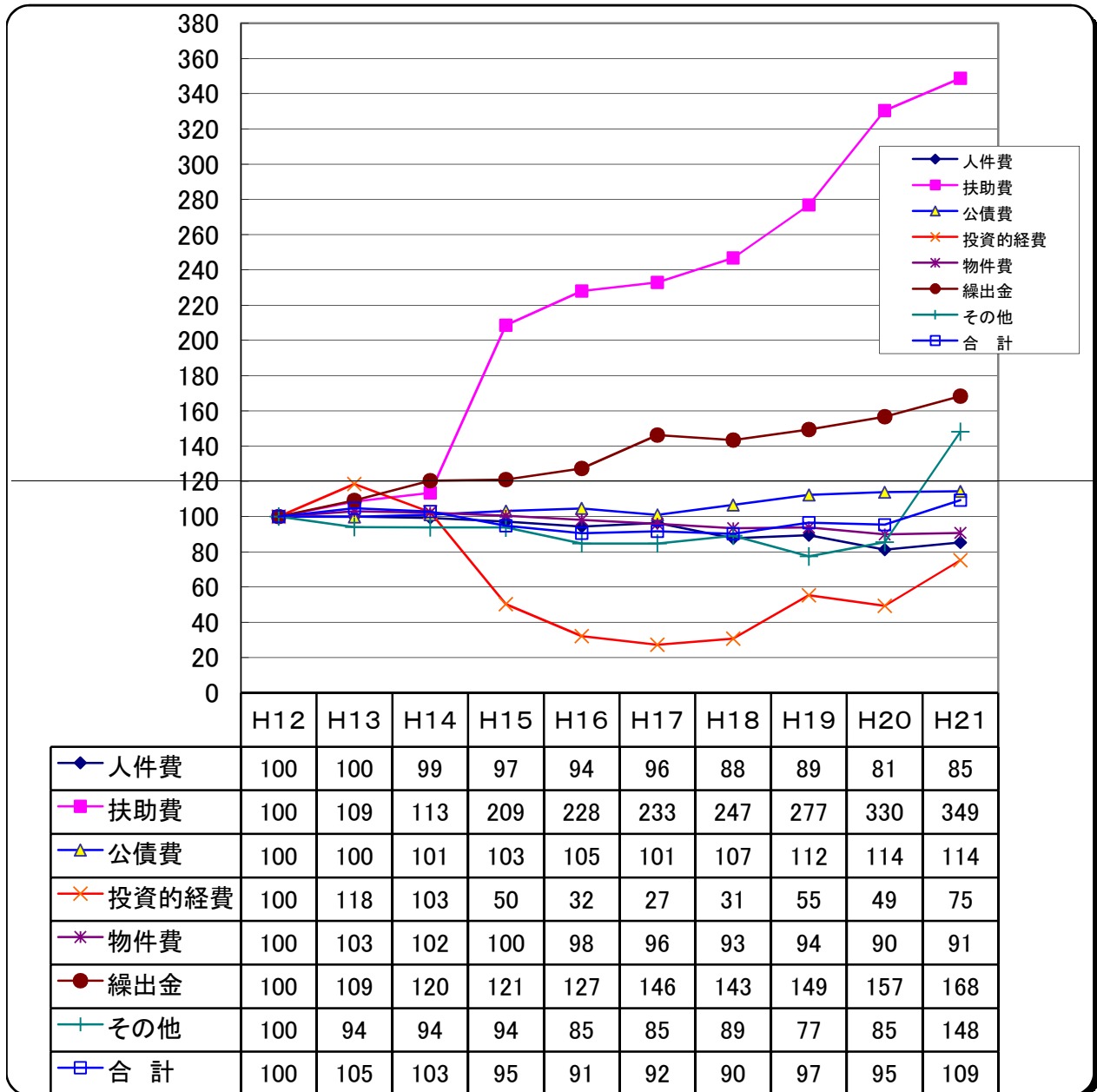
歳出の状況(平成12年度～21年度)

○増加が続く社会保障負担

歳出は、定員適正化計画による職員数の削減などにより人件費の減少傾向が続いていますが、障害者医療費や小児医療費の助成など扶助費の伸びが特に大きく、相殺されてしまう状況です。さらに国民健康保険事業、後期高齢者医療や介護保険事業など、社会保障経費にかかる特別会計への繰出金も大きく伸び続けています。

表－４ 人件費・扶助費・公債費・投資的経費等の推移

※平成12年度を「100」とした場合の比較増減割合



※平成15年度に大幅に扶助費が増額となったのは、知的障害者に関する業務が県より町へ移管され、障害者支援費制度が施行されたため、平成18年度より障害者自立支援制度に移行しました。また、平成20年度には保育園の民営化により扶助費が増額となっています。

【人件費】

人件費には、町議員報酬手当、各種委員会の委員等報酬手当、町長等特別職給与、町職員給与その他共済組合等負担金等が含まれます。

【扶助費】

扶助費とは、社会保障制度の一環として生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援護するための経費です。

【公債費】

公債費とは、地方債を返済する費用のことです。

【投資的経費（普通建設事業費）】

投資的経費とは、施設建設費や土地の購入費など、経費支出の効果が、施設等のストックとして将来に残る性質の経費のことで、普通建設事業費や災害復旧事業費があり、この割合が高いほど財政構造に弾力性（自由度）があるといわれています。

【物件費】

物件費とは、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費の総称であり、例えば賃金、旅費、需用費（消耗品費や光熱水費、小修繕費等）、使用料及び賃借料、備品購入費などです。

【繰出金】

繰出金とは、国民健康保険事業会計・老人保健会計・後期高齢者医療会計（平成20年度施行）・介護保険事業会計・下水道事業会計の5特別会計の財源不足に対する補てんなどに要する経費です。

【その他】

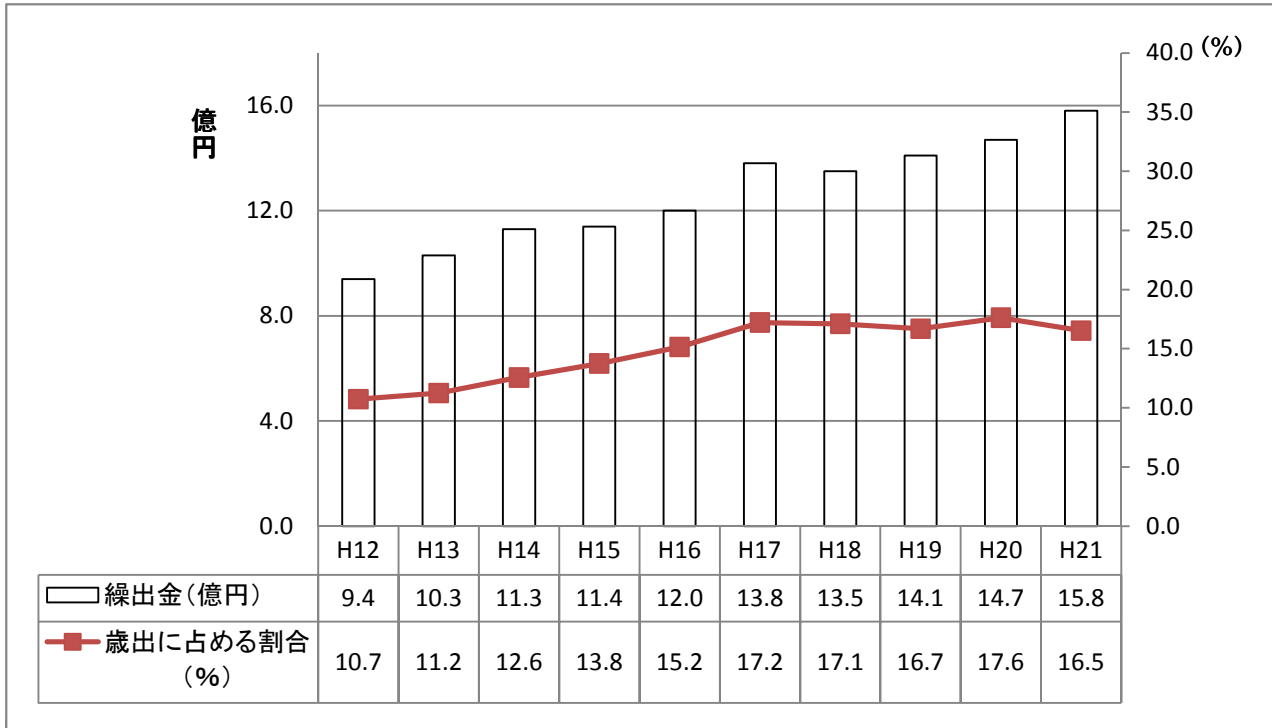
その他には、維持補修費、補助費、基金等への積立金、投資及び出資金及び貸付金が含まれます。

特別会計繰出金の状況(平成12年度～21年度)

○一般会計を圧迫する特別会計繰出金

一般会計から支出される特別会計繰出金は、年々増加を続け、一般会計の歳出総額に占める割合は2割にも迫る勢いです。そのため、一般会計の予算編成を圧迫する状態が続いています。

表－5 特別会計繰出金の推移

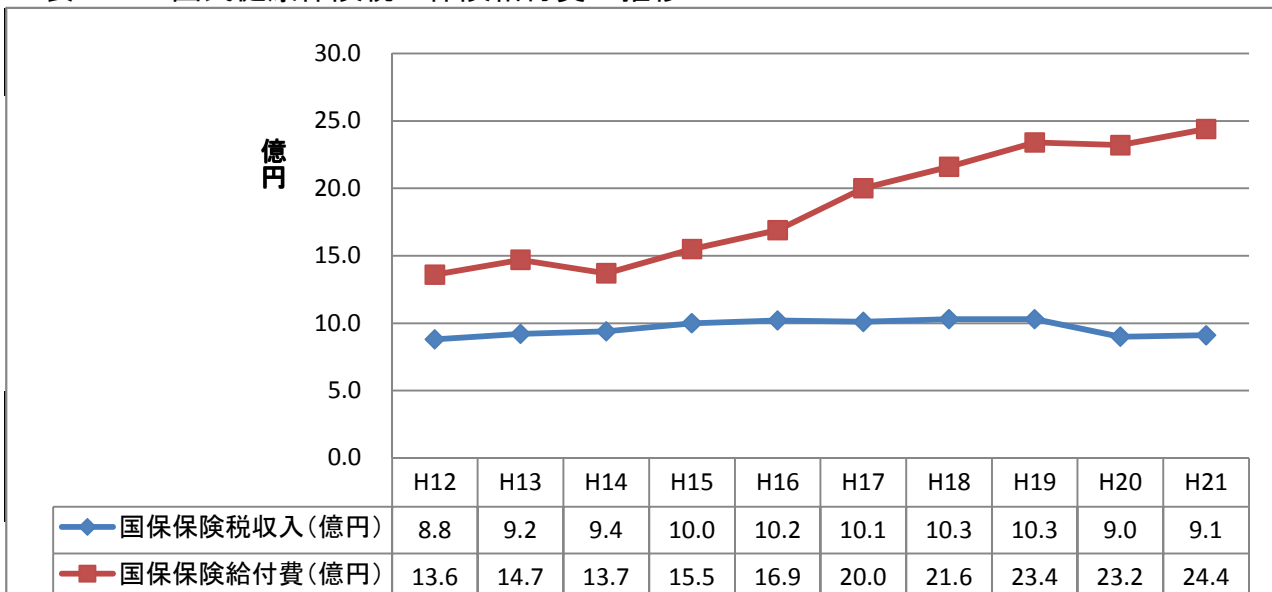


国民健康保険事業の状況

○保険税収入と保険給付費との隔たり

国民健康保険の給付費は平成15年度以降は確実に増加しておりますが、給付費の財源となる保険税収入はほぼ横ばい状態であり、その差は徐々に広がっています。

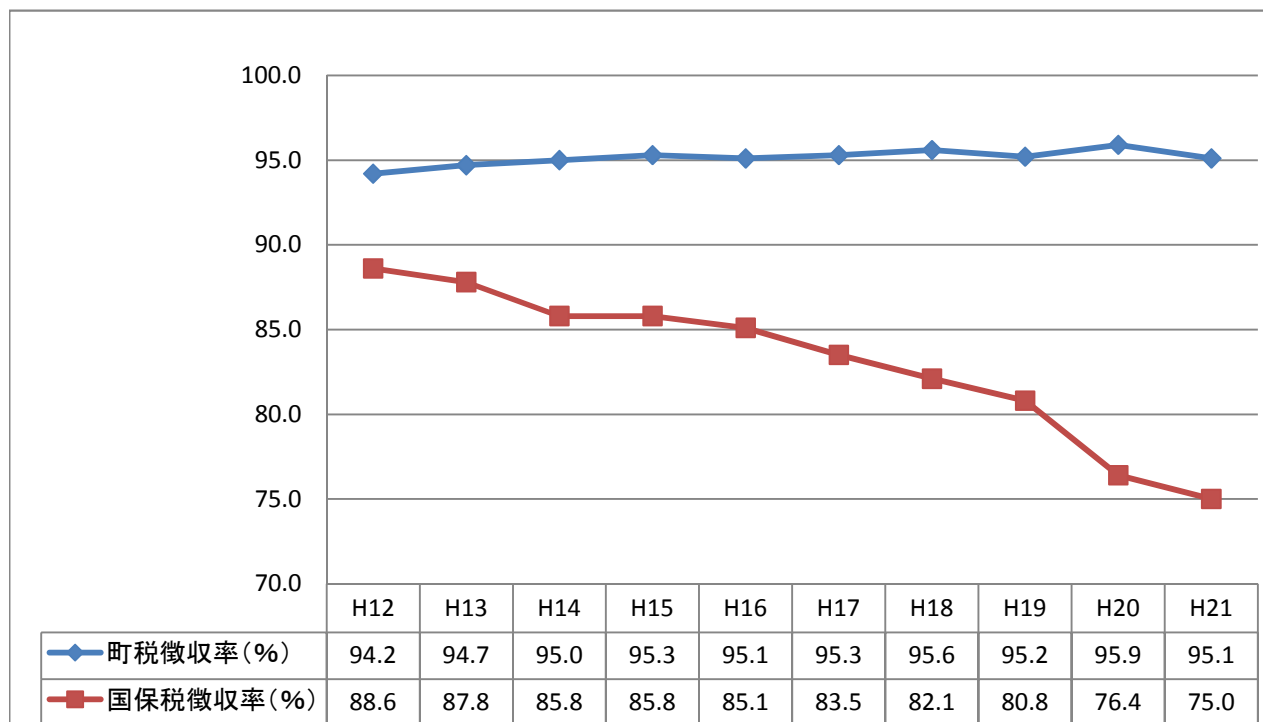
表－6 国民健康保険税・保険給付費の推移



○町税・国民健康保険税徴収率の状況

町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税・入湯税）の徴収率は概ね横ばいで推移しているが、国民健康保険税の徴収率は毎年悪化している状況です。

表－ 7 町税・国民健康保険税の徴収率の推移



財政指標の状況

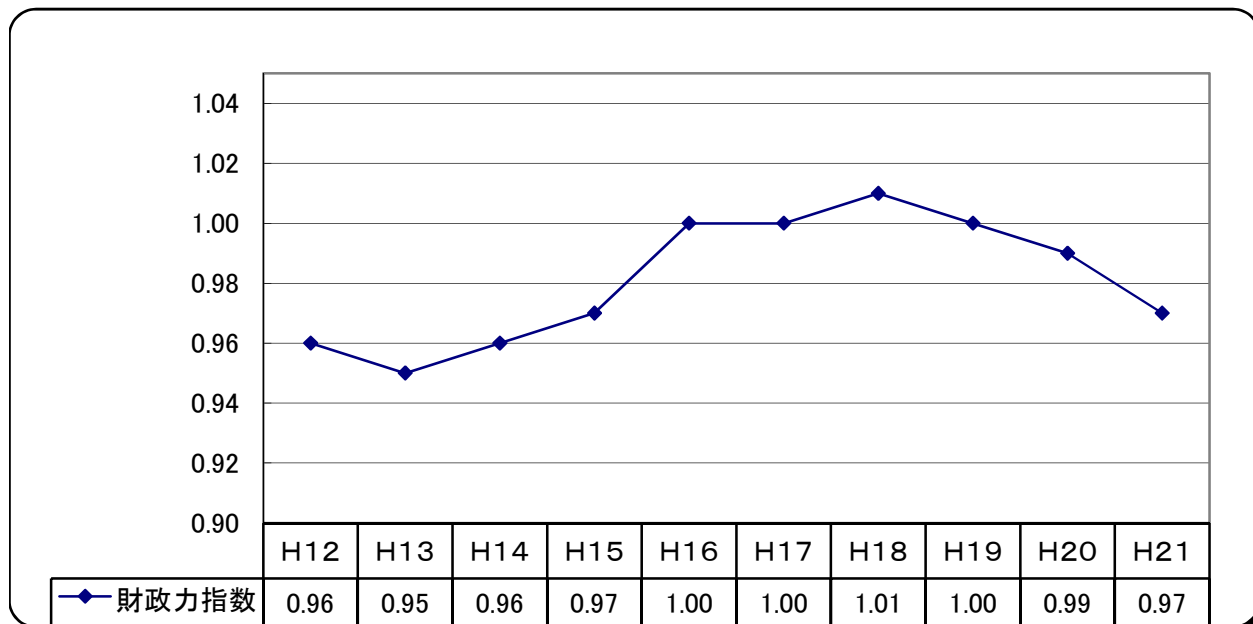
○財政力指数の状況

地方公共団体の財政力を示す指数は平成13年度を最低に年々上昇しました。しかし、これは本町の財政事情が好転しているのではなく、国の三位一体の改革による交付税削減策により、算定方法等が変更されたことによるものです。なお、平成19年度以降は財政事情の悪化により下降しています。

表－8 財政力指数の推移

(単位：%)

※3カ年平均



【財政力指数】

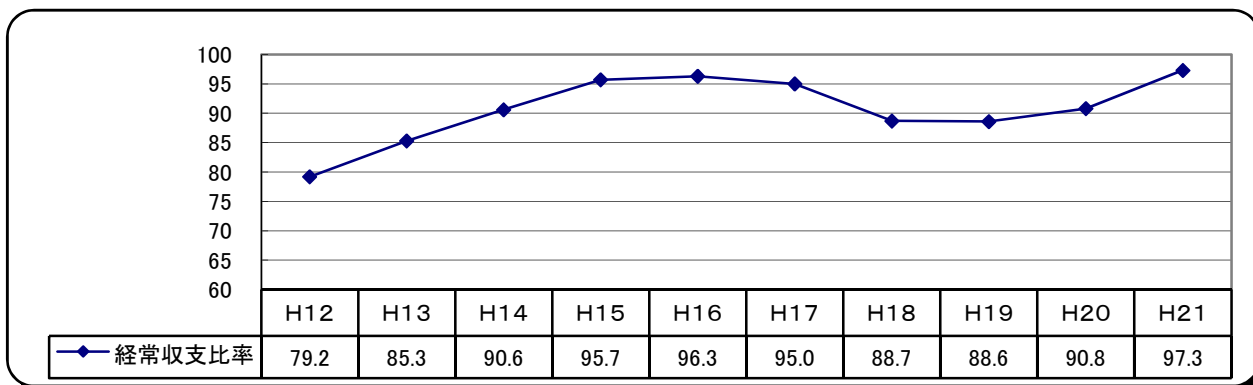
財政力指数は地方公共団体の財政力を示し、国が各種財政援助措置を行う基準となる重要な指数です。算出方法は、基準財政収入額（標準的に収入が見込まれる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分）に対する基準財政需要額（地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で財政運営を行うために必要な支出）の割合を、過去3カ年の平均値で表します。1.0を基準として数値が大きいほど財源に余裕があるとされ、普通交付税の不交付団体となります。

○再び悪化に転じた経常収支比率

経常収支比率は、平成12年度以降、町税の減少、公債費などの増により上昇が続いていましたが、平成18年度には税収の増、人件費・物件費の削減等により平成14年度の水準まで好転しました。しかし、平成20年度からは税収の減、扶助費・公債費の増などにより悪化に転じています。

表－9 経常収支比率の推移 (単位：%)

※減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いています。



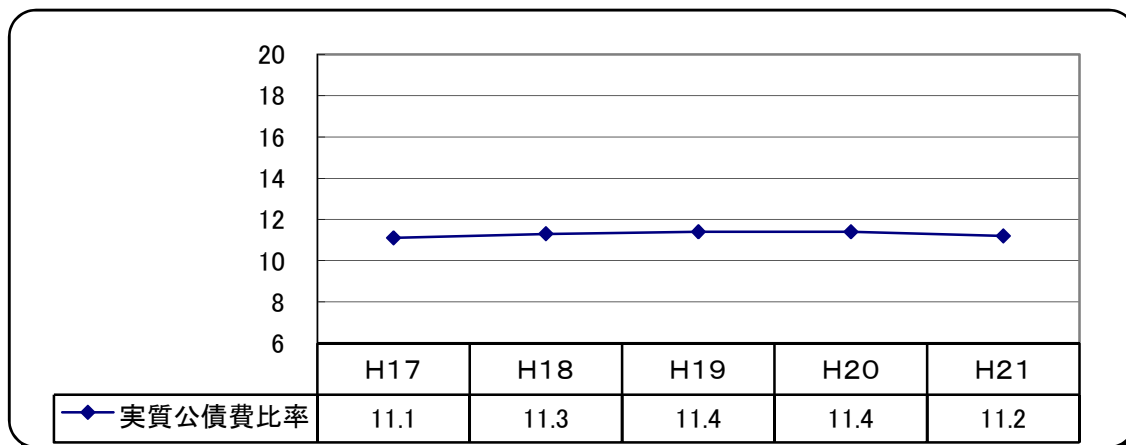
【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費が、町税(地方税)、地方交付税、地方譲与税などの経常的な一般財源総額に占める割合のことです。経常収支比率は、団体の財政構造の弾力性を測定する指標として用いられ、この数値が低いほど弾力的な構造であると判断されます。一般的に町村では70%以下が望ましいといわれ、75%を超えると黄信号、90%を超えると赤信号といわれています。

○実質公債費比率の状況

実質公債費比率は、起債の抑制により平準化されています。今後は、過去に借り入れた町債の償還が徐々に減少することにより、しばらくは微減で推移する見込みです。

表－10 実質公債費比率の推移 (単位：%)



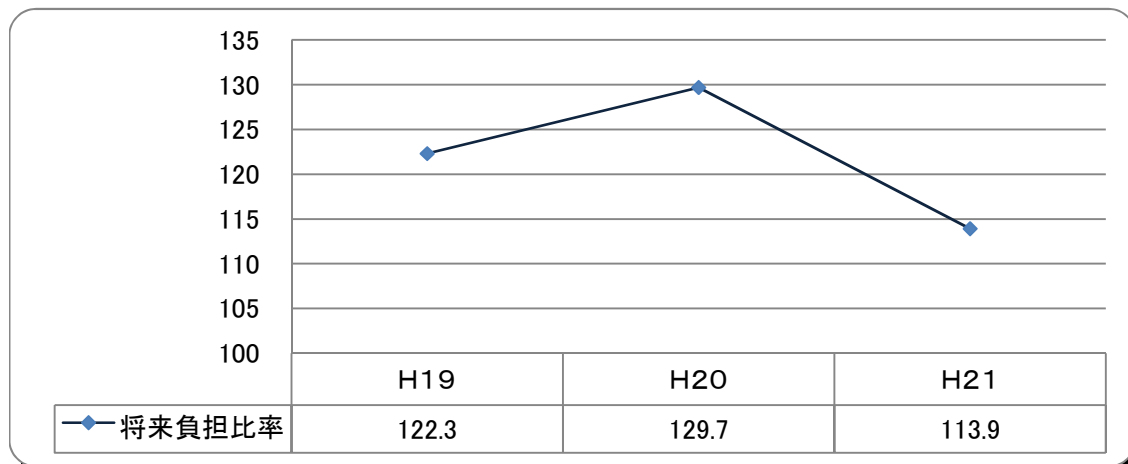
【実質公債費比率】

実質公債費比率は、起債制限比率に代わる新しい指標で、一般会計だけではなく特別会計を含む町会計全体の公債費を加えて算定した数値です。18%を超えると起債に許可を要し、25%を超えると起債が制限されます。

○将来負担比率の状況

将来負担比率は、平成20年度に土地開発公社が保有する土地を債務としたことで上昇しましたが、平成21年度、町有地に一部買い替えを行ったため債務が減少し下降しました。

表－11 将来負担比率の推移 (単位：%)



【将来負担比率】

将来負担比率は、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。この比率が増えると将来的に財政を圧迫する可能性が高くなります。市町村では一律350%が早期健全化基準となっています。

表－12 健全化判断比率の推移 (単位：%)

区分	H19	H20	H21	国基準(H21)		指標の説明
				早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	0.0	0.0	0.0	14.24	20.00	一般会計の実質赤字の※標準財政規模に対する割合
連結実質赤字比率	0.0	0.0	0.0	19.24	40.00	全会計の実質赤字の標準財政規模に対する割合
実質公債費比率	11.4	11.4	11.2	25.00	35.00	公債費(下水道含む)の標準財政規模に対する割合
将来負担比率	122.3	129.7	113.9	350.00	—	借金や将来の債務負担など、負債の標準財政規模に対する割合(一般会計、特別会計等含む)

【健全化判断比率】

平成19年度に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、県や市町村ごとに財政状況を表す各指標の公表が義務付けられた。この指標による比率が国基準を上回った場合は、早期健全化計画または財政再建計画を策定し、早期に財政改善に取り組まなければならない。これにより、財政の健全な運営を進め、財政破綻を未然に防ごうとする制度。

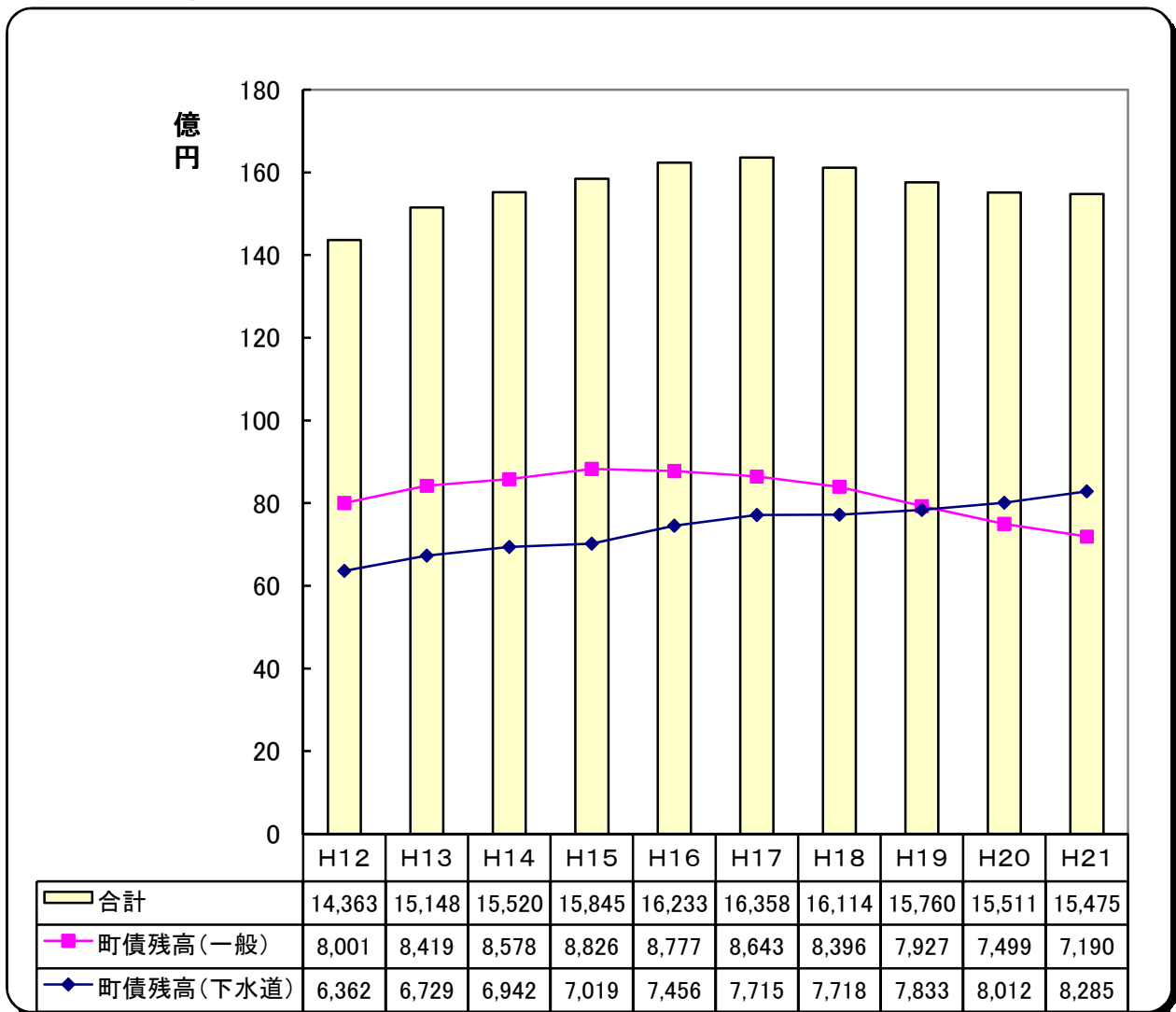
※標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標。国の統一基準で算定される。

町債残高の状況(平成12年度～21年度)

○増加が止まった町債残高

町債の残高は平成17年度をピークに緩やかに減少しています。これは、一般会計の借金を最小限にとどめる財政運営を行なったためです。しかし、下水道事業の事業推進により、下水道債残高は増え続け、今後しばらく総額では微増していく見込みです。

表-13 町債残高の推移



基金残高の状況(平成12年度～21年度)

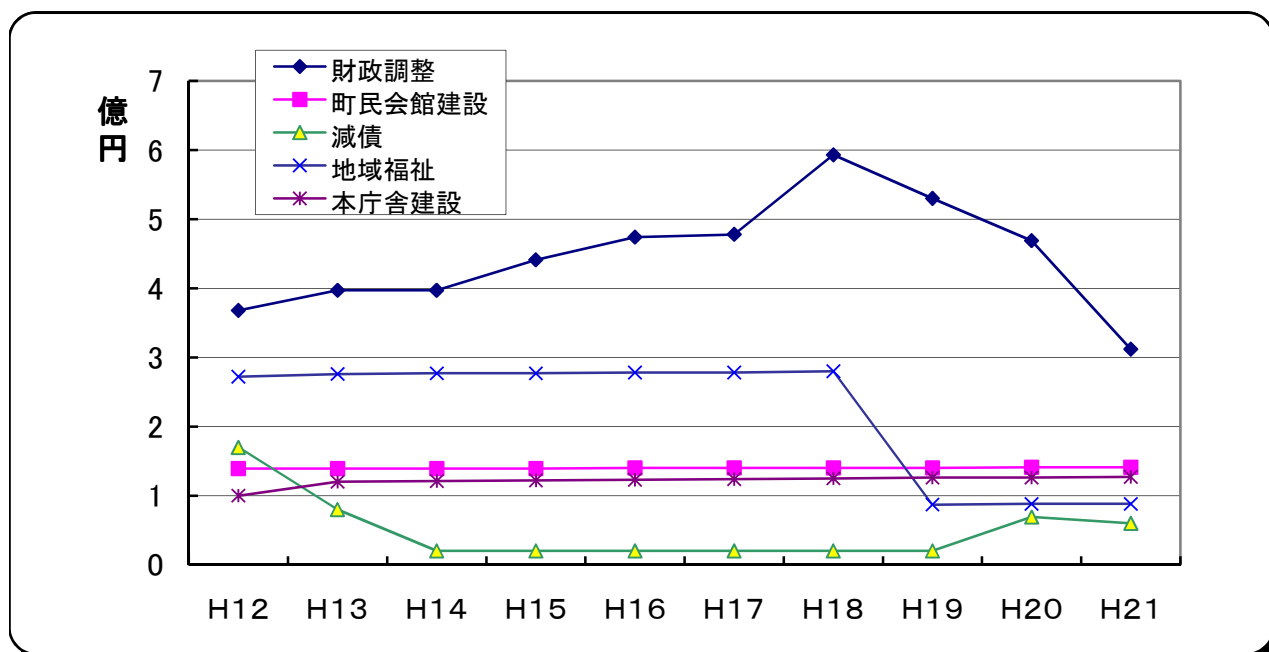
○減少する町の蓄え

年度間の財源調整や緊急時の備えのための財政調整基金は、3億円から6億円で推移しています。これは、一般会計総予算額の3%から6%程度で、依然として余裕とはいえない残高にとどまっています。

表-14 各年度末の基金残高状況 (単位: 百万円)

名称/年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
財政調整	368	397	397	441	474	478	593	530	469	312
町民会館建設	139	139	139	139	140	140	140	140	141	141
土地開発(現金)	287	373	216	67	64	79	108	206	207	328
公共施設整備	217	207	109	109	118	43	57	60	69	60
みどり	145	150	73	74	75	76	77	78	81	82
減債	170	80	20	20	20	20	20	20	1	1
地域福祉	272	276	277	277	278	278	280	87	88	88
横溝記念障害者福祉	343	319	67	67	67	67	67	67	68	68
本庁舎建設	100	120	121	122	123	124	125	126	126	127
歴史的建造物等整備基金	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
旧吉田茂邸再建基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43
合計	2,041	2,061	1,419	1,316	1,359	1,305	1,467	1,314	1,250	1,250

表-15 主な基金残高の推移



一般会計決算状況比較(平成21年度)

表-16 平成21年度 一般会計決算における類似団体比較

【類型 V-2】

	大磯町		類似団体		比較	
	決算額(円)	構成比	決算額(円)	構成比	決算額(円)	構成比増減
	A	a	B	b	(A-B) C	(a-b)
(歳入)						
地方税	154,736	52.3%	127,268	48.5%	27,469	3.8ポイント
譲与税・交付金	14,843	5.0%	13,927	5.3%	916	△ 0.3ポイント
地方交付税	7,471	2.5%	25,966	9.9%	△ 18,495	△ 7.4ポイント
国・県支出金	47,805	16.2%	46,144	17.6%	1,661	△ 1.4ポイント
地方債	15,266	5.2%	19,730	7.5%	△ 4,465	△ 2.3ポイント
その他の歳入	55,871	18.9%	29,143	11.1%	26,728	7.8ポイント
歳入合計	295,992	100.0%	262,178	100.0%	33,813	
(歳出)						
人件費	66,330	23.3%	56,470	22.5%	9,860	0.8ポイント
扶助費	25,594	9.0%	27,777	11.1%	△ 2,183	△ 2.1ポイント
公債費	28,641	10.0%	20,716	8.2%	7,926	1.8ポイント
普通建設事業	37,612	13.2%	22,390	8.9%	15,222	4.3ポイント
物件費	44,242	15.5%	46,546	18.5%	△ 2,304	△ 3.0ポイント
繰出金	47,279	16.6%	33,906	13.5%	13,373	3.1ポイント
その他の歳出	35,529	12.5%	43,420	17.3%	△ 7,891	△ 4.8ポイント
歳出合計	285,227	100.0%	251,223	100.0%	34,004	
歳入合計-歳出合計	10,765		10,955		△ 190	
経常収支比率	90.3		92.3			△ 2.0ポイント

※決算額は、人口一人あたりの数値です。

比較をする便宜上、地方債には減税補てん債及び臨時財政対策債（赤字補てん債）を含みます。したがって、経常収支比率は表-9の数値とは異なります。

○町税に支えられた収入構造

本町の歳入合計額に占める地方税の構成比は52.3%と全収入の半分以上を占めており、類似団体の48.5%を3.8ポイント上回っています。一方で地方交付税の構成比は2.5%と、類似団体より7.4ポイント下回っています。

したがって、本町は町税に支えられた収入構成であり、地方交付税や国・県からの補助金などの依存度が低く、収入においては自立した構造となっていることがうかがえます。

○突出した繰出金比率

歳出の構造において、義務的経費である人件費の構成比は23.3%で最も大きな割合を占めています。類似団体比較では、平成18年度の7.8ポイントから0.8ポイントと大幅に縮小しており、定員適正化等による人件費の削減効果が表れた結果となっています。公債費の構成比については10.0%で類似団体より1.8ポイント上回っております。また、特別会計への繰出金の構成比は16.6%で類似団体より3.1ポイント上回っており、依然として、医療費の増加が一般会計を圧迫する状況が続いています。

財政の健全度を示す指標のひとつである経常収支比率は本町が90.3%と類似団体を2ポイント下回っています。

【類似団体】

類似団体とは、総務省において、態様が類似している地方公共団体ごとに作成されている類型的なことで、「類似団体別市町村財政指数表」において、類似団体ごとに、最新の決算結果に基づく標準的な財政指数が示されています。現在、類似団体の類型は、市（政令市を除く。）及び町村別に、団体の人口及び第2次・第3次産業人口比率を基準として設定されています。本町の類型はV-2で全国で153団体あり、県下では他に葉山町、寒川町、二宮町と湯河原町が該当します。

【義務的経費】

義務的経費とは、一般歳出のうち支出することが制度的に義務づけられている経費のことで、人件費、扶助費および公債費の3つからなります。

【人件費・扶助費・公債費・投資的経費（普通建設事業費）・物件費・繰出金】

（5～6ページ参照）

財政の現状まとめ

■一般会計決算の状況は

- 歳入・・・ ①税収は平成16年度以降増収傾向にあったが、平成21年度に減少に転じた。
→ 主な要因：個人町民税は、景気の回復と三位一体の改革による税源移譲により増加したものの、景気の低迷により再び減少した。
：法人町民税は、景気の回復により増加を続けたが、景気の低迷により減少した。
：固定資産税は、地価の下落により減収が続いている。
- ②普通交付税が平成19年度から交付され、増加している。
→ 主な要因：公債費が増加したことによる。
- ③地方債は減少を続けたが、増加に転じた。
→ 主な要因：建設地方債の発行を必要最小限度に抑制しているが、臨時財政対策債の発行が増えている。
- 歳出・・・ ①人件費は、減少傾向が続いている。
→ 主な要因：定員適正化計画による職員数の削減によって、職員給与は減少が続いている。
- ②繰出金は、増加し続けている。
→ 主な要因：国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業の医療給付費等が増加している。
- ③扶助費は、大幅な増が続いている。
→ 主な要因：障害者医療費や小児医療費などの増加が続いている。
- ④物件費は、減少傾向である。
→ 主な要因：事務事業の見直しによって事務経費を節減している。
- ⑤公債費は、増え続けている。
→ 主な要因：バブル後の起債の償還額の増による。

■財政指標の状況は

- 経常収支比率・・・危険水準といわれる90%を超過した平成16年度をピークに減少に転じ90%未満となったが、平成21年度に再び90%を超過した。
- 実質公債費比率・・・適正な範囲で、ほぼ一定水準を保っている。
- 町債残高・・・一般会計は平成15年度をピークに、減少が続いているが、下水道事業会計は、事業の進捗に伴い増加を続けている。全会計総額では平成17年度をピークに減少が続いている。
- 基金残高・・・財政調整基金は、財源調整や緊急対応に十分な蓄えとなっていない。
- 財政力指数・・・平成18年度をピークに悪化の一途をたどっており、平成19年度から普通交付税の交付団体となった。

以上の結果、行政改革・財政健全化計画の施策の推進により、財政構造の好転が進んできましたが、その後の世界的な景気低迷の影響により財政状況が悪化に転じてしまいました。財政力指数は悪化の方向で推移しており、国の基準ではまだまだ財政の健全度が不足している状況にあることを表しています。

このような財政状況をふまえて、本町の将来を推計すると次頁以降となります。

(2) 財政収支見通し

平成23～27年度までの一般会計の財政収支見通しを、表18～19のとおり推計します。

推計は平成22年度当初予算を基本とし、次の前提条件のもとに、行政改革案の施策を何も行わないまま行政運営を続けていくこととして推計しています。

なお、推計の時点で不確実な要素については、原則として推計から除外します。

○ 推計の前提条件

区分	項目	内容
歳入	町税	〔町民税〕 ・経済成長見込みを、日本経済研究センターで予測された実質経済成長率(GDPベース)、H23・年1.5%を前提とします。 ・個人町民税は生産年齢人口推計(表-17)も反映させます。 〔固定資産税〕 ・過去の実績を勘案し推計します。 〔その他の税〕 ・平成22年度予算額で推移するものと想定します。
	譲与税・交付金	・平成22年度予算額で推移するものと想定します。
	地方交付税	・平成22年度決算見込額で推移するものと想定します。
	国県支出金等	・現行制度を前提に経常経費に充当している予算額で計上します。
	町債	・平成22年度予算額・公債費推計一覧表の数値とします。
	歳出	人件費
歳出	物件費	・平成22年度予算額で推移するものと想定し、平成26・27年度はごみ処理広域化による減額を想定します。
歳出	扶助費	・扶助費は実績を勘案し推計します。
歳出	普通建設事業費	・狭あい道路整備のほか、総合計画にかかる投資的経費(一般財源分4億円)として実施計画額を見込みます。
歳出	公債費	・平成22年度予算・公債費推計一覧表の数値とします。
歳出	繰出金	・過去の推移等を勘案して推計します。(年3.7%増)
歳出	その他	・平成22年度予算額のうち経常的な支出額で推計します。

表-17 生産年齢人口推計

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
生産年齢人口推計(人)	20,186	19,954	19,537	19,159	18,806	18,517
増減数(人)	-	△ 232	△ 417	△ 378	△ 353	△ 289
増減率(%)	-	△ 1.149	△ 2.090	△ 1.935	△ 1.842	△ 1.537

表－18 一般会計歳入推計（単位：百万円）

（歳入）

区 分	20年度 決 算	21年度 決 算	22年度 予 算	23年度 推 計	24年度 推 計	25年度 推 計	26年度 推 計	27年度 推 計
町 税	5,455	5,186	5,111	5,196	5,226	5,129	5,031	4,882
譲与税・交付金	530	504	511	511	507	503	499	495
地方交付税	225	250	280	550	550	550	550	550
国・県支出金	833	1,601	1,208	950	950	950	950	950
繰 入 金	362	669	213	0	0	0	0	0
町 債	373	512	700	500	500	500	500	400
その他の歳入	824	1,198	579	539	539	539	539	539
合 計	8,602	9,920	8,602	8,246	8,272	8,171	8,069	7,816

表－19 一般会計歳出推計（単位：百万円）

（歳出）

区 分	20年度 決 算	21年度 決 算	22年度 予 算	23年度 推 計	24年度 推 計	25年度 推 計	26年度 推 計	27年度 推 計
人 件 費	2,117	2,223	2,260	2,259	2,276	2,269	2,246	2,203
物 件 費	1,468	1,483	1,598	1,598	1,598	1,598	1,408	1,408
扶 助 費	813	858	1,183	1,242	1,304	1,369	1,437	1,509
普通建設事業費	826	1,260	490	734	564	564	500	500
公 債 費	956	960	966	940	842	777	720	614
繰 出 金	1,474	1,584	1,622	1,682	1,744	1,808	1,874	1,943
その他の支出	687	1,191	483	443	443	443	443	443
合 計	8,341	9,559	8,602	8,898	8,771	8,828	8,628	8,620

※ 平成23年度以降の国庫支出金と県支出金は、現行制度を前提に経常的に収入する額のみを推計値として計上しています。

※ 平成23年度以降の普通建設事業費は、経常的な事業と総合計画事業の一般財源分のみを推計値として計上しています。

※ 平成23年度以降の推計は、平成23年1月現在の前提条件に基づいた推計値を記載しています。

○赤字決算の危険性

歳入から歳出を差し引いた各年度における収支過不足見込み額は、平成23年度以降赤字となる見込みです。累計で31億7,100万円の赤字が想定されます。今までに行ってきた対策を引き続き遂行していくだけでなく、今後さらに抜本的な対策を講じていく必要があります。

表-20 各年度における収支不足見込み額(単位:百万円)

区分	H23	H24	H25	H26	H27
実質収支	△ 652	△ 499	△ 657	△ 559	△ 804
累計	△ 652	△ 1,151	△ 1,808	△ 2,367	△ 3,171

3. 財政健全化計画

(1) 財政健全化への取り組み

財政の健全化にむけて、第三次行政改革大綱（平成15年度～平成19年度）及び第四次行政改革大綱（平成20年度～平成22年度）のもと（第1次）財政健全化計画（平成18年度～平成22年度）により大きな効果と実績をあげ、**総合計画事業を実施することができました。**

表一21 第1次財政健全化計画（平成18年度～平成22年度）の主な実施効果

（単位：百万円）

項目	削減額	主な内容
個人助成金の削減	23.5	心身障害者福祉年金の廃止、タクシー助成券の見直し、敬老祝商品券の見直し 等
イベントの見直し	5.3	文化祭の見直し
事業の見直し	35.2	ごみ処理施設の委託化、生きがい農園と市民農園統合
経常経費の削減	2.0	町民便利帳印刷費削減、事務事業経費の削減等
補助金等の削減	2.5	団体補助額の削減 等
施設管理方法の見直し	18.5	指定管理者制度の導入
遊休町有地の有効利用	45.9	遊休町有地の売却
人件費等の抑制(削減)	1,358.0	職員数の削減、職員給与・手当の引下げ、任期付職員制度の活用 等
手数料・使用料等の見直し	5.3	生涯学習館・本庁舎駐車場等の有料化、図書館 会議室 ・照ヶ崎プールの料金改定 等
事務の合理化	177.5	電子入札(一般競争入札)制度の導入
合計	1,673.7	

主な総合計画実施事業

部門	実施事業
防災・救急	消防車両・消防分団用車両の更新 公共施設にAEDを配置 国府幼稚園・国府中学校の耐震化
効率的な行政運営	戸籍電算化システム導入 電子計算機の更新 ごみ処理広域化
都市基盤	公共下水道整備 幹線23号線整備 幹線27号線整備

(2) 基本方針

① 基本方針

「自立した財政運営を維持するために」

本町ではこれまでも計画的な行政改革の実施によりバブル経済崩壊後の深刻な不況に対処してきました。しかし、今後も右肩上がりの経済発展が見込めないうえ、国の地域主権改革により地方の裁量が拡大し、今まで以上に地方自治の自立が求められています。したがって、今後の行政改革の指針となる財政健全化計画を明らかにし、本町の将来にわたる自立した財政運営の維持を図ります。

② 計画期間

平成23年度から27年度までの5カ年とします。

③ 基本目標

自立した財政運営の維持を図るため、財政収支見通しにおける収支不足の解消を図ります。

(3) 財政健全化計画目標額

表-20の各年度における収支過不足見込み額を財政健全化計画目標額とします。これによると、平成23年度から27年度までの5カ年で、総額31億7,100万円を目標額と設定します。

表-22 年次別目標額（単位：百万円）

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
所要額	△ 652	△ 499	△ 657	△ 559	△ 804

(4) 具体的な方策

○ 歳入確保に向けた取り組み

I 町税等収入の確保

滞納の解消は負担の公平性の観点からも重要な課題です。徴収体制を確立し、徴収強化に向けた取り組みを行います。また、新たな財源確保に向けて取り組みます。

■今後の取り組み

- ・滞納整理の徹底
- ・滞納者の財産調査等の実施
- ・口座振替の推進・啓発強化
- ・納付環境の整備（コンビニ収納等の検討）
- ・広告料等の拡充

II 受益者負担の適正化

公共サービスを利用される町民と利用されない町民の負担の公平性の確保のため、受益者負担の適正化を図ります。

■今後の取り組み

- ・使用料・手数料の定期的な見直し
- ・町有施設無料使用の見直し（学校施設開放使用料の導入検討）

III 財産の処分

町が所有する土地や施設において、有効活用が図られてないものや別の目的に有効利用が図られるものなどは、売却、財産の変更などの見直しを行います。

■今後の取り組み

- ・未利用財産の売却

○ 歳出削減に向けた取り組み

I 経常経費の削減

これまでも消耗品、備品等の更新時期の延伸や共有化、一元管理など経費の節減に努めてきましたが、引き続き、工夫を凝らし徹底した経費削減に努めます。

■今後の取り組み

- ・事務事業の見直し
- ・学校給食事業の見直し
- ・各種委託の見直し
- ・心身障害者医療費助成の見直し
- ・公債費負担の軽減
- ・広域処理の研究・検討・推進（ごみ処理事業・消防・電算システム）

II 特別会計繰出金の抑制

一般会計から特別会計へ繰り出している、基準外（赤字補てん）分について抑制し、適正化を図ります。

■今後の取り組み

- ・国民健康保険税、下水道使用料等の定期的な見直し、徴収率の向上
- ・レセプト（診療報酬明細書）点検の強化による医療費適正化
- ・健康相談の実施による医療費の抑制
- ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進による医療費の抑制

III 公共施設の管理運営の見直し

現在の財政状況にあつては新たな公共施設の設置は困難であり、また、既存施設の修繕等維持管理経費を捻出することさえ厳しい状況にあります。

さらに、教育施設（幼稚園、保育園、図書館等）が充実していることは、本町の経常収支比率の悪化を招いている主要因となっています。また、各種施設については、今まで以上に有効活用の推進を図る必要があります。そのためには、指定管理者制度の活用や委託・民営化を推進し、効率的な施設運営を推進する必要があります。

↓

■今後の取り組み

- ・公共施設の有効利用
- ・公共施設の管理運営方法の見直し（自転車駐車場）
- ・幼稚園の統合・民間の誘致

(5) 年次別計画

前号で掲げた具体的方策に基づき、次表のとおり年次別計画を定めます。

表-23 財政健全化計画年次別計画

単位：百万円

実施項目	年次別計画額					主な取り組み内容
	H23	H24	H25	H26	H27	
① 歳入確保に向けた取り組み	260	215	432	296	475	5カ年計 1,678
I 町税・手数料等収入の確保	12	21	29	38	46	・納付環境の整備 ・徴収率の向上 等
II 受益者負担の適正化	0	1	2	2	2	・使用料等の定期的な見直し ・無料開放施設の有料化
III 財産の処分	0	0	310	180	260	・未利用財産等の処分 ・町営住宅跡地の売却等
IV 財政調整基金繰入	248	193	91	76	167	・財源調整のための基金繰入
② 歳出削減に向けた取り組み	392	284	225	263	329	5カ年計 1,493
I 経常経費の削減	342	222	150	174	181	・事務事業の見直し ・広域処理の推進 等
II 特別会計繰出金の抑制	50	57	70	84	101	・国保税・下水道使用料の見直し ・医療費の抑制
III 公共施設の管理運営の見直し	0	5	5	5	47	・町立幼稚園の統合・民間誘致 (一部人件費に反映) ・自転車駐車場の運営等見直し
③ 計画額計 (①+②)	652	499	657	559	804	5カ年計 3,171
④ 年次別目標額	652	499	657	559	804	5カ年計 5,103
⑤ 実質収支 (③-④)	0	0	0	0	0	5カ年計 0

表-24 財政調整基金

単位：百万円

区分	H23	H24	H25	H26	H27	備考
前年度末残高見込	546	398	305	314	338	
積立見込み	100	100	100	100	100	
取り崩し	△ 248	△ 193	△ 91	△ 76	△ 167	
差引年度末残高見込	398	305	314	338	271	

(6) 計画達成後のすがた

表-23で示した計画が達成された場合、計画最終年度における本町の財政状況は表-25のとおりとなります。

歳入面では、徴収体制の整備により町税収入の割合を維持し、赤字補てんのための町債発行が抑制され、自主財源比率（※）は平成22年度の66.1%から69.1%へと、3ポイント上昇します。

歳出面では物件費、公債費が削減され、公債費比率は3.8ポイント低下します。一方、扶助費と特別会計への繰出金の比重がさらに大きくなりますが、推計と比べ合計1億1,800万減額されます。

この結果、財政の健全化を示す重要な指標である経常収支比率は、平成21年度決算時の97.3%から約87.4%程度へ改善し、借入抑制により町債の元金残高も削減されます。

※自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入できる財源で、地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金および諸収入が該当します。

表-25 計画達成後のすがた（単位：百万円）
（歳入）

区 分	平成22年度		平成27年度		増減 ②－①
	当初予算 ①	構成比	計画達成後 ②	構成比	
町 税	5,111	59.4%	4,928	59.4%	△ 183
譲与税・交付金	511	5.9%	495	6.0%	△ 16
地方交付税	280	3.3%	550	6.6%	270
国・県支出金	1208	14.0%	950	11.5%	△ 258
繰 入 金	213	2.5%	167	2.0%	△ 46
町 債	700	8.1%	400	4.8%	△ 300
その他の歳入	579	6.7%	801	9.7%	222
合 計	8,602	100.0%	8,291	100.0%	△ 311

※国庫支出金と県支出金は、現行制度を前提に経常的に収入する額のみを推計値として計上しています。

※町債は臨時財政対策債のみを推計値として計上しています。

（歳出）

区 分	平成22年度		平成27年度		増減 ②－①
	当初予算 ①	構成比	計画達成後 ②	構成比	
人 件 費	2,260	26.3%	2,203	26.6%	△ 57
物 件 費	1,598	18.6%	1,199	14.5%	△ 399
扶 助 費	1,183	13.8%	1,492	18.0%	309
普通建設事業費	490	5.7%	500	6.0%	10
公 債 費	966	11.2%	612	7.4%	△ 354
繰 出 金	1,622	18.9%	1,842	22.2%	220
その他の支出	483	5.6%	443	5.3%	△ 40
合 計	8,602	100.0%	8,291	100.0%	△ 311

※経常経費の削減額は、便宜上繰出金を除き物件費に一括して計上しています。

※普通建設事業は、経常的な事業と総合計画事業の一般財源分のみを推計値として計上しています。

大磯町第2次財政健全化計画
平成23年（2011年）5月

編集・発行

大磯町 財政課

〒255-8555 大磯町東小磯183番地

電話：0463-61-4100 FAX：0463-61-1991